



諮問第1号

令和7年10月9日

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 殿

国分寺市長 丸 山 哲 平



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年規則第2号）第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問します。

記

- 1 国民健康保険税の課税限度額改定について
- 2 東京都保険料水準の完全統一に向けた国民健康保険税率の改定について
- 3 子ども・子育て支援金の国民健康保険税率について

諮問内容の説明

1 国民健康保険税の課税限度額改定について

令和7年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分650,000円、後期高齢者支援金分240,000円、介護保険分170,000円となっている。

地方税法施行令改正により、課税限度額は、医療分が660,000円（地方税法施行令第56条の88の2）、後期高齢者支援金分が260,000円（地方税法施行令第56条の88の2第2項）へ変更されており、令和8年度からの本市の国民健康保険税限度額改定への意見を求める。

2 東京都保険料水準の完全統一に向けた国民健康保険税率の改定について

昨年度の貴協議会において、「将来世代に負担を先送りすることのないよう、当面は財政健全化の目標年度を国の目標である令和15年度とし、東京都が示す標準保険料率に近づけるよう段階的に改定していくことが妥当である」との答申をいただき、それに合わせ本市は国保財政健全化計画を変更した。この計画に沿って令和8年度における本市の国民健康保険税率を改定することにつき意見を求める。

3 子ども・子育て支援金の国民健康保険税率について

少子化対策の財源確保のため、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が導入され、医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料等と合わせて新たに当該支援金を徴収することになっている。本市国民健康保険の子ども・子育て支援金の税率につき意見を求める。